

九州大学高圧ガス危害予防規程

平成 16 年度九大規程第 103 号

施行：平成 16 年 4 月 1 日

最終改正：令和 2 年 3 月 31 日

(令和元年度九大規程第 120 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）に基づき、九州大学（以下「本学」という。）における高圧ガスの製造、貯蔵及び消費に係る危害防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高圧ガス 法第 2 条に規定する高圧ガスであって、同法第 3 条第 1 項に規定する以外のものをいう。
- (2) 特定高圧ガス 法第 24 条の 2 第 1 項に規定する高圧ガスをいう。
- (3) 高圧ガス施設 法第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する設備を使用して高圧ガスを製造する施設（以下「製造施設」という。）、特定高圧ガスの消費又は除外のための設備及び排気ダクト並びに消費に係る貯蔵から構成される特定高圧ガスを消費するための施設（以下「特定高圧ガス消費施設」という。）並びに法第 16 条及び第 17 条の 2 に規定する貯蔵所（以下「貯蔵所」という。）をいう。
- (4) 貯蔵施設 貯蔵所にあつて、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 2 条第 1 項第 7 号に規定する貯槽（CE タンクを含む。）をいう。
- (5) 請負業者 高圧ガスの製造、販売、工事、運送等を行う会社をいう。
- (6) 保安係員等 第 4 条第 1 項第 3 号から第 8 号に定める者をいう。
- (7) 管理部局長 各高圧ガス施設が属する部局（九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号。以下「学則」という。）第 25 条第 1 項に定める部局をいう。）の長をいう。
- (8) 保安教育計画 法及びこの規程に基づき、高圧ガスの保安に関する教育に係る必要な事項を定めた計画をいう。

第 2 章 保安管理体制

(保安管理組織)

第 3 条 高圧ガス施設の属する事業場（以下「事業場」という。）若しくは区分又は高圧ガス施設ごとに、当該施設の機能等に応じて、次に掲げる者（「保安統括者等」と総称する。以下同じ。）を置く。

- (1) 法第 27 条の 2 第 1 項及び第 33 条第 1 項の規定に基づき又は準じて事業場ごとに置く、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）及びその代理者（以下「保安統括代理者」という。）
- (2) 法第 27 条の 2 第 3 項の規定に準じて事業場ごとに置く、高圧ガス製造保安技術管理者（以下「保安技術管理者」という。）
- (3) 法第 27 条の 2 第 4 項及び第 33 条第 1 項の規定に基づき製造施設の区分ごとに置く、高圧ガス製造保安係員（以下「保安係員」という。）及びその代理者（以下「保安係員代理者」という。）
- (4) 法第 27 条の 4 第 1 項及び第 33 条第 1 項の規定に基づき、事業場ごとに置く、冷凍保安責任者及びその代理者（以下「冷凍保安責任代理者」という。）
- (5) 法第 28 条第 2 項の規定に基づき事業場ごとに置く、特定高圧ガス取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）
- (6) 貯蔵所（CE タンク又はガス系消火設備のみで構成されるものを除く。）ごとに置く、貯蔵

管理主任者（以下「貯蔵主任者」という。）及びその代理者（以下「貯蔵主任代理者」という。）

- (7) 製造施設（ＣＥタンクのみで構成されるものを除く。）ごとに置く、高圧ガス保安監督者（以下「保安監督者」という。）
- (8) 貯蔵施設ごとに置く、受入保安責任者（以下「保安責任者」という。）
- 2 各事業場の保安管理組織は、別表のとおりとする。
- 3 事業場が複数の部局にまたがる場合は、当該事業場に高圧ガス製造施設保安管理協議会等を置くことができる。
- 4 高圧ガス製造施設保安管理協議会等の運営等に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 各事業場に立ち入る者は、法若しくは法に基づく命令又はこの規程に基づき保安統括者等が行う指示に従わなければならない。

（環境安全衛生推進室）

第4条 学則第16条に定める環境安全衛生推進室は、本学における高圧ガスの保安管理の改善等について、総長に提言をすることができる。

- 2 総長は、必要に応じ、環境安全衛生推進室に対し、本学における高圧ガスの保安管理の改善等について検討及び報告等を求めることができる。

（保安統括者等の選任）

第5条 各事業場の保安統括者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊都地区事業場 工学研究院長
- (2) 九州大学病院（以下「病院」という。）福岡地区事業場 病院長
- (3) 筑紫地区事業場 総合理工学研究院長
- (4) 病院別府地区事業場 病院長
- (5) 理学部附属天草臨海実験所事業場 理学部附属天草臨界実験所長

2 各事業場の保安統括代理者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊都地区事業場 理学研究院長
- (2) 病院福岡地区事業場 副病院長
- (3) 筑紫地区事業場 先端物質化学研究所長
- (4) 病院別府地区事業場 副病院長

3 各事業場の保安技術管理者は、環境安全衛生推進室に置く高圧ガス等安全管理部門の長をもって充てる。

4 保安係員等は、法第27条の2第4項、第27条の4第1項、第28条第2項及び第33条第1項並びに本項各号の定めるところにより、管理部局長等の推薦に基づき、当該各号に定める者のうちから総長が選任する。

- (1) 保安係員及び保安係員代理者 一般則第66条第2項から第4項に規定する高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、高圧ガスの製造に関する経験を有する者
- (2) 冷凍保安責任者及び冷凍保安責任代理者 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第36条第1項に規定する高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けている者であって、高圧ガスの製造に関する経験を有する者
- (3) 取扱主任者 一般則第73条に規定する特定高圧ガスの製造又は消費に関する経験を有する者
- (4) 貯蔵主任者 高圧ガスの貯蔵に関する経験を有する者
- (5) 保安監督者 一般則第64条第2項第1号イからハまでのいずれかに該当する者
- (6) 保安責任者 受け入れる高圧ガスの製造又は消費に関し一年以上の経験を有する者若しくは高圧ガス保安協会が行う高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者

5 保安係員等が、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、管理部局長等の推薦に基づき、総長は後任者を選任しなければならない。

第3章 保安統括者等の職務

（保安統括者等の職務）

第6条 保安統括者、保安技術管理者、保安係員、冷凍保安責任者及び取扱主任者は、それぞれ法第32条第1項、第2項、第3項、第6項及び第8項に規定する職務を行う。

2 保安統括者は、前項に定めるもののほか、事業場に他機関の高圧ガス施設が設置されているときは、必要に応じ当該機関と連携して保安管理するものとする。

3 保安係員は、第1項に定めるもののほか、高圧ガス施設について修理、保守等を行う請負業者が作業基準を作成し、保安管理にあたるときは、当該請負業者に対して、必要な指導及び助言を行うものとする。

4 貯蔵主任者は、法第18条第1項及び第2項の規定に基づき、貯蔵所における貯蔵に係る保安について監督する。

5 保安監督者は、一般則第76条各号の規定に準じ、その職務を行う。

6 保安責任者は、法第18条第1項及び第2項の規定に基づき、貯蔵施設における貯蔵に係る保安について監督するとともに、一般則第8条第2項第1号イただし書に規定する受入者の職務を行う。

7 保安統括代理者、保安係員代理者、冷凍保安責任代理者及び貯蔵主任代理者は、それぞれ保安統括者、保安係員、冷凍保安責任者及び貯蔵主任者が旅行、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないときは、その期間中、その職務を代行する。

第4章 運転、操作等に関する保安管理 (運転の管理等)

第7条 保安係員、冷凍保安責任者、取扱主任者及び保安監督者は、保安係員等が定める運転基準に従い、高圧ガス施設の運転を管理し、職員及び学生が行う高圧ガス施設の運転及び操作を監督する。

2 高圧ガスの製造は、法第8条第2号に規定する技術上の基準に従って適正に行わなければならない。

3 特定高圧ガスの消費は、一般則第55条第2項に規定する技術上の基準に従って適正に行わなければならない。

(運転、操作等の記録)

第8条 保安係員等は、保安係員等が定める巡回点検基準に従い、高圧ガス施設の使用開始時及び使用終了時に異常の有無を点検するほか、1日に1回以上製造する高圧ガスの種類及び高圧ガス施設の態様に応じ頻繁に、高圧ガス施設の作動状況について点検して保安の確認を行い、高圧ガス施設の運転状況及び高圧ガス施設の巡視及び点検の結果について記録しておかなければならない。

2 前項に基づく高圧ガス施設の運転状況及び高圧ガス施設の巡視及び点検の結果の記録は、5年間保存しなければならない。

第5章 高圧ガス施設に関する保安管理 (高圧ガス施設の維持)

第9条 高圧ガス施設は、一般則第6条から第8条の2、第18条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条及び第55条に規定する技術上の基準に従って、適正に維持しなければならない。

(立入制限等)

第10条 高圧ガス施設の周囲には、危害を防止するため、必要に応じて立入禁止区域を設けるものとする。

2 高圧ガス施設及び前項の立入禁止区域には、保安統括者等の許可を得た者以外の者は、立ち入ってはならない。

3 高圧ガス施設及び第1項の立入禁止区域においては、火気を取り扱ってはならない。ただし、工事等の場合で、保安係員等の許可により、危害防止上必要な措置を講じて行うときは、この限りでない。

(標識)

第11条 立入禁止区域には、見やすい場所に次の事項を記載した警戒標を設けなければなら

い。

- (1) 高圧ガスの種類
- (2) 火気の制限
- (3) 立入の禁止
- (4) 災害発生時の措置
- (5) 設備又は高圧ガス施設の名称
- (6) 保安係員等の氏名

2 特定高圧ガス消費施設のある建物の入口には、見やすい場所に次の事項を記載した標識を設けなければならない。

- (1) 特定高圧ガス消費事業所であること。
- (2) 特定高圧ガス消費施設の位置
(保安検査の立会い)

第12条 法第35条の規定する保安検査には、保安係員等が立ち会わなければならない。

(定期自主検査)

第13条 法第35条の2に規定する定期自主検査は、保安係員等が実施し、又は監督するものとする。

2 前項の定期自主検査の結果、法第8条第1号及び法第12条第1項に定める技術上の基準に適合しない事項が判明したときは、保安係員等は、必要な対策を講じなければならない。

3 保安係員等は、第1項の定期自主検査の検査記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(修理)

第14条 高圧ガス施設を修理する場合、保安係員等は、その修理に係る工事内容及び日程並びに保安上の措置等を関係者（工事の請負業者を含む。）と協議するほか、安全確保に必要な措置を講ずるとともに、その修理を監督しなければならない。

第6章 異常状態に対する措置

(不調又は故障に対する措置)

第15条 高圧ガス施設の不調又は故障を発見した者は、直ちに保安係員等に報告しなければならない。

2 高圧ガス施設に不調又は故障が発見された場合、保安係員等は、直ちに、その原因を調査し必要な措置を講じるとともに、修理が必要なときは、保安技術管理者に報告しなければならない。

3 前項の高圧ガス施設が特定高圧ガス消費施設であるときは、取扱主任者は直ちに保安技術管理者へ報告しなければならない。

4 特定高圧ガス消費施設が危険な状態になったことを発見した者は、直ちに取扱主任者に通報しなければならない。

5 前項の通報を受けた取扱主任者は、直ちに災害の発生を防止するための応急の措置を講ずるとともに、管理部局長及び保安技術管理者に報告し、前項の事態が発生した旨を県知事若しくは市長又は警察官若しくは消防吏員に届け出なければならない。

(漏えい及び噴出時の措置)

第16条 高圧ガスが漏えい又は噴出したときは、保安係員等は、応急の措置を行うとともに、直ちに、その原因を調査し必要な対策を講じなければならない。

(停電時の措置)

第17条 高圧ガス施設において停電したときは、保安係員等は、すべての電源スイッチを切るとともに、災害を防止するため高圧ガス施設各部の点検を行わなければならない。

(火災時の措置)

第18条 高圧ガス施設又はその附近において火災が発生したときは、保安係員等は、電源スイッチを切る等応急の措置を講ずるとともに、消防署等に急報しなければならない。

(異常状態の記録)

第19条 保安係員等は、異常の状況、時期、措置、対策等を記録し、その記録を保存するとともに保安技術の向上に資するものとする。

第7章 保安教育

(保安教育の計画と実施)

第20条 保安統括者は、高圧ガス施設の運転従事者を対象に、保安教育計画に基づき、保安意識の高揚、保安技術の向上等を図るものとする。

2 保安統括者は、地震警戒宣言が発令された時の地震防災応急対策を円滑に行う為、地震防災上必要な教育及び地震防災応急対策訓練を保安教育計画の定めるところにより実施する。

3 保安統括者は、関係者に対し、この規程及び関係法令等（次項において「規程等」という。）を教育して周知徹底させ、特に必要な規定を重点に教育訓練するとともに、その結果を記録して活用するものとする。

4 保安統括者は、規程等に違反した者があった場合は、教育及び訓練を繰り返し実施するものとする。

第8章 地震防災に関する措置

(地震予知情報及び警戒宣言の伝達)

第21条 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第3号及び第13号に定める地震予知情報及び警戒宣言（以下「地震予知情報等」という。）が発令されたときは、保安統括者及び部局長は、高圧ガス施設に係る職員、学生その他関係者に対し周知しなければならない。

(地震防災応急体制の確立及び防災要員の確保)

第22条 地震予知情報等が発令されたとき又は地震が発生したときは、保安統括者及び部局長は、高圧ガス施設における防災応急体制を整え、防災要員を確保しなければならない。

(避難等の勧告又は指示)

第23条 地震予知情報等が発令されたとき又は地震が発生したときは、保安統括者及び部局長は、高圧ガス施設に在室する者及び当該施設の周辺にいる者に対し、避難を勧告又は指示しなければならない。

(設備及び防災資機材の整備及び点検)

第24条 保安係員等は、自主点検、防災訓練等を行う際に、消防設備、非常用電源その他保安上必用な設備及び防災資機材の整備及び点検を行うものとする。

(災害の発生の防止又は軽減を図るための措置)

第25条 保安係員等は、地震発生時の高圧ガス施設における災害発生の防止又は軽減を図るため、必要な措置を講じるものとする。

(地震の警戒解除宣言)

第26条 大規模地震対策特別措置法第9条第3項に定める警戒解除宣言が発令されたときは、保安統括者及び部局長はこれを周知し、保安係員等は前条により講じた応急措置を解除するものとする。

(地域住民への広報)

第27条 地域住民に対する地震防災に関する広報は、本学が別に定める災害対策に係るマニュアルにより行うものとする。

第9章 雑則

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、高圧ガス施設における地震防災に関し必要な事項は、細則で定める。

2 この規程に定めるもののほか、高圧ガスの製造、貯蔵及び消費に係る危害防止に関し必要な事項は管理部局長が別に定めることができる。

3 地震防災に関する措置に関してこの規程及び第1項の細則に定めのない事項は、国立大学法人九州大学防火・防災管理規則（平成16年度九大会規第13号）及び別に定めるところによる。

第29条 この規程の改正に当たっては、保安統括者等の意見を徴して立案し、これを決定するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規程第226号）

この規程は、平成16年9月16日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第46号）

この規程は、平成17年11月14日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第122号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第73号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第125号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第99号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

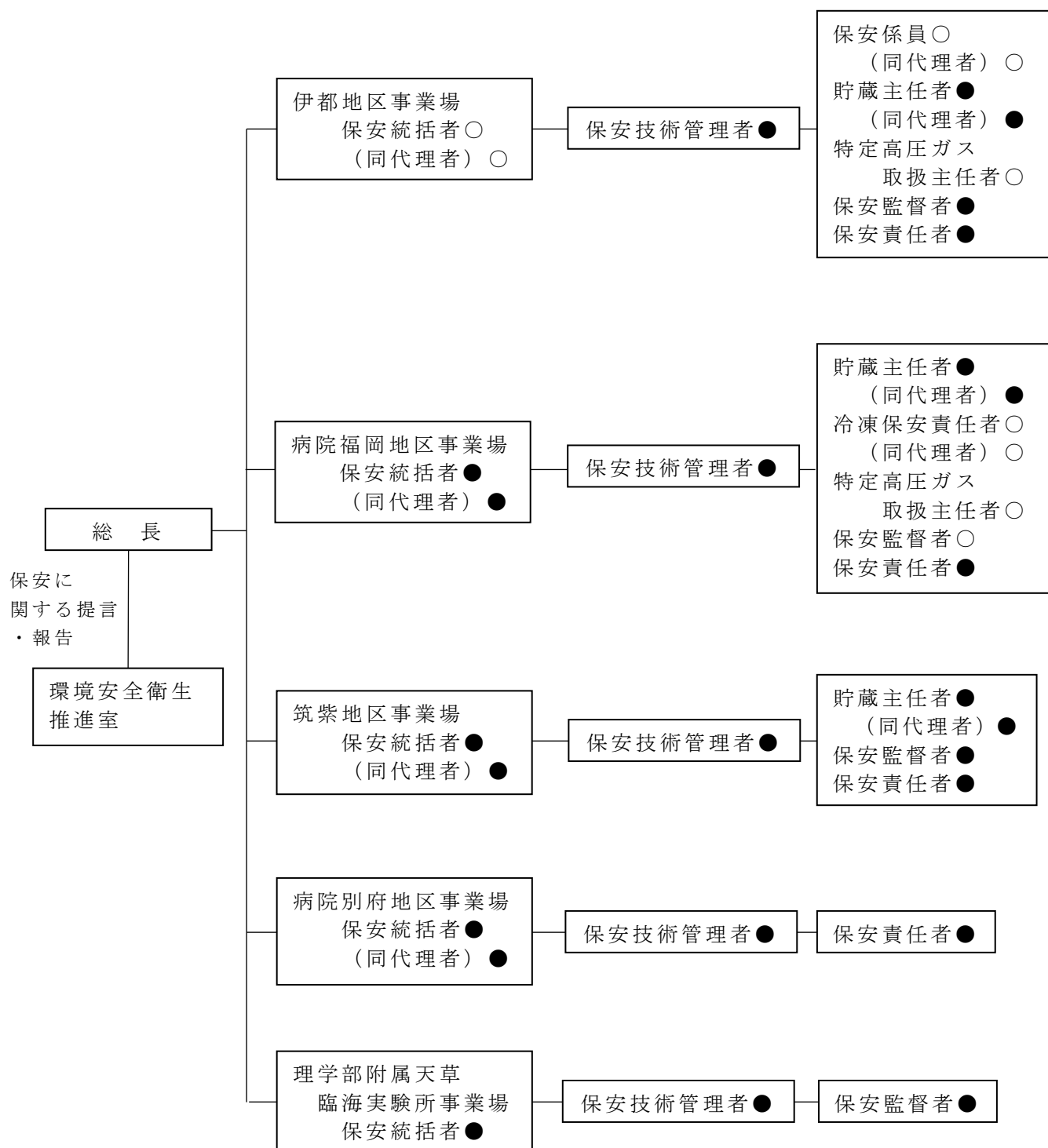
附 則（平成30年度九大規程第50号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第120号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 各事業場の保安管理体制



(備考) 法令の規定に基づき配置する者を○、本学が独自に配置する者を●で示す。